

指定管理者の指定について（磐田市総合体育館外24施設）

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

- 1 施設の名称
磐田市総合体育館
磐田市陸上競技場
磐田弓道場
磐田かぶと塚公園グラウンド
磐田卓球場
磐田アーチェリー場
磐田市竜洋体育センター
磐田城山球場
豊田野球場
磐田兎山公園野球場
磐田相撲場
磐田東大久保運動公園テニスコート
磐田東大久保運動公園グラウンド
磐田市豊岡体育館
磐田市豊岡野球場
磐田市豊岡テニスコート

磐田市豊岡多目的運動場

磐田市豊岡憩いの広場

磐田市豊岡グリーンボウル場

磐田市豊岡ふれあいの森

磐田天竜川グラウンド

豊岡天竜川グラウンド

かぶと塚公園

兎山公園

東大久保運動公園

- 2 指定管理者 所在地 静岡県磐田市見付4075番地
名称 特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会
代表者 会長 河島 直明
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

参考資料

指定管理者の概要

名 称 特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会

設 立 平成13年4月2日

資産総額 9915万2716円

目 的 この法人は、磐田市民に対して、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、健康の増進に寄与することを目的とする。

事業内容 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 体育・スポーツに関する大会及び講習会等の開催
- (2) 体育・スポーツの指導、奨励及び競技力向上
- (3) 体育・スポーツに関する調査及び研究
- (4) 体育・スポーツ施設の整備、拡充の研究及び推進
- (5) 体育・スポーツに関する功労者等の表彰
- (6) 体育・スポーツ施設の管理運営
- (7) スポーツ団体等の育成強化及び連絡調整
- (8) 地域スポーツ振興に関する諸事業の推進
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 その他事業

- (1) 物品販売事業
- (2) 興行、出版事業